



椿峰小学校いじめ防止基本方針



所沢市立椿峰小学校

椿峰小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義について	1
いじめの理解について	1
1 いじめの防止	1・2
2 いじめの早期発見	2
3 いじめへの対処	3
4 地域や家庭との連携	4
5 関係機関との連携	4
6 重大事態への対処	5

椿峰小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

1 いじめの防止

いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。

いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る認識に立ち、いじめの未然防止に全力で取り組みます。

いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに被害にあった子供に寄り添い守ります。

いじめ問題については、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

【椿峰小学校の取組】

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心の相談員やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

(2) 「子供の人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子供の人権」について啓発します。

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

(4) 情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

2 いじめの早期発見

【椿峰小学校の取組】

(1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査を実施し、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」を活用して校内でのいじめに関する研修を実施するとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図ります。

3 いじめへの対処

【椿峰小学校の取組】

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

(2) 教育相談の充実

① 児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定したり、児童生徒が相談する時間帯や場所などを工夫し、児童生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。

② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会「いじめ防止対策委員会」に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

(3) いじめる側の幼児・児童・生徒への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や椿峰小学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

(4) 児童・生徒の主体的な活動の促し

本校の児童会において、児童が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。

また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

4 地域や家庭との連携

【椿峰小学校の取組】

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

本校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより「つばき」及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、学校応援団(子ども見守り隊他、学校支援ボランティア)と連携した児童生徒の見守りを強化します。

(2) 校種間及び関係機関との一層の連携

卒業時等における的確な情報伝達

小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。

5 関係機関との連携

【椿峰小学校の取組】

(1) 子供関連機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との情報共有を継続的に行います。

6 重大事態への対処

【椿峰小学校の取組】

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。